

第155期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月25日(火曜日)
午前10時

開催場所 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第155期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第155期事業報告	5
計算書類	22
連結計算書類	25
監査報告書	28
株主総会参考書類	32

株主各位

鳥取市永楽温泉町171番地
株式会社鳥取銀行
取締役頭取 平井耕司

第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第155期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2019年6月24日（月曜日）午後5時まで**に議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 鳥取市永楽温泉町171番地

当行本店3階ホール

※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

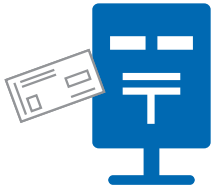
報告事項

- 第155期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容報告の件
- 会計監査人および監査役会の第155期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件**
- 第2号議案 取締役8名選任の件**
- 第3号議案 監査役4名選任の件**
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件**

当日ご出席いただけない場合の議決権行使のご案内

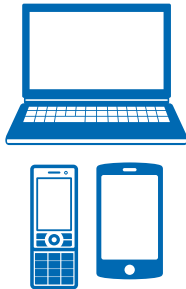


■ 郵送（議決権行使書）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで



■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細につきましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）
午後5時まで

また、郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト**（<http://www.tottoribank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ① 計算書類の「個別注記表」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当行ウェブサイト**（<http://www.tottoribank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

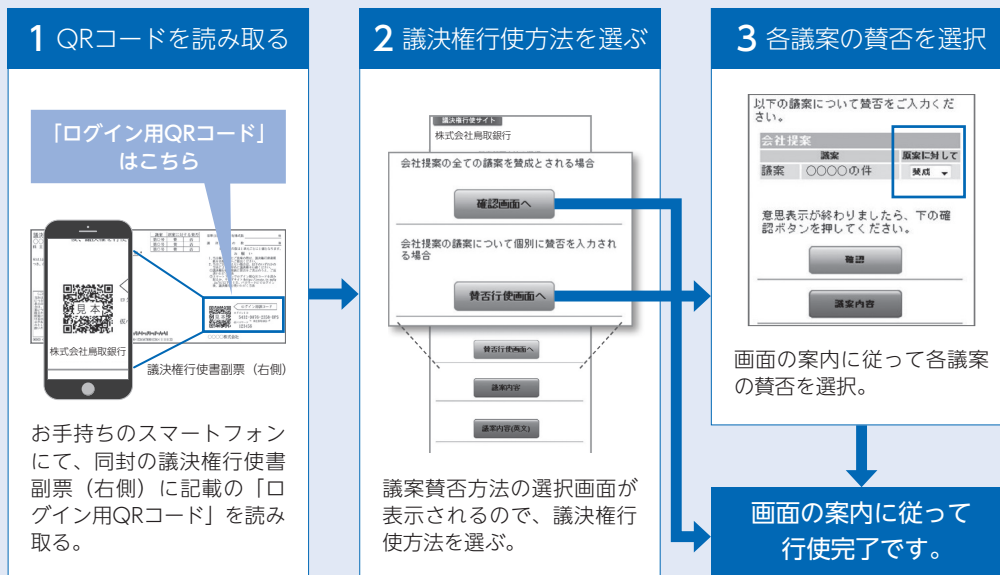
2019年
6月24日（月曜日）
午後5時まで

QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

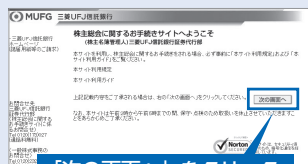
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

STEP1

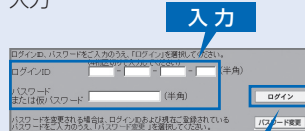
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

STEP2

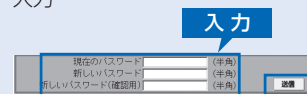
お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

STEP3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

1. 議決権行使サイトについて

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

添付書類

第155期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。

国内経済

2018年度のがわが国経済は、堅調な企業業績に支えられ雇用や所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いたものの、各地で相次いで発生した自然災害が物流や観光産業に広範囲な影響を及ぼしました。また、米国の保護主義姿勢の強まりや、中国経済の減速懸念を受けた海外経済の不透明感が市場に与える影響も大きく、今後も注視していく必要があります。

次に金融市場では、欧米の金融政策が政策金利引き上げから現状維持へと転換期を迎えるなか、日本銀行は引き続き物価目標達成までは金融緩和を維持する姿勢を明確にしており、今後も低金利環境は続くものとみられています。

県内経済

鳥取県経済をみますと、生産活動が緩やかに持ち直しつつあるほか、雇用情勢も着実に改善するなど、総じて緩やかな回復基調が続いているほか、個人消費も引き続き底堅い動きとなりました。そのようななか、本年5月には山陰道鳥取西道路が全線開通し、交通アクセス向上のほか、山陰地方の観光周遊性が高まることで地域経済の活性化が期待されます。

当行の業績

このような環境の下、当行は役職員一体となって業績の進展と内容の充実に努めました結果、以下のような業績となりました。

財政状態につきましては、貸出金は、個人向け貸出及び事業性貸出を中心に前期末比117億3百万円増加し、7,748億19百万円となりました。有価証券は、国債やその他証券の減少などから前期末比232億38百万円減少し、1,212億35百万円となりました。預金は、法人預金を中心に前期末比120億4百万円増加し、9,487億93百万円となりました。

経営成績につきましては、利回り低下に伴う貸出金利息や有価証券利息配当金の減少などによる資金運用収益の減少や国債等債券売却益の減少等によって、経常収益は前期比11億61百万円減少の138億85百万円となりました。経常費用は、資金調達費用の減少や与信関連費用の減少などから前期比9億29百万円減少の122億85百万円となりました。この結果、経常利益は前期比2億33百万円減少の15億99百万円、当期純利益は前期比1億56百万円減少の9億38百万円を計上いたしました。

当行が対処すべき課題

当行では、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「NEXT VALUE」を策定し、2018年4月よりスタートしております。

本計画では、「地元への積極的な資金供給による地域経済の活性化」「本業支援とコンサルティングを通じたお客さま本位の業務運営」という基本方針のもと、利ザヤの縮小や人口減少といった経営課題に対して、営業力強化と生産性向上を両立させることにより、収益力の強化を図るとともに、顧客本位のビジネスモデルを実践し、「未来への変革に挑み、お客さま・地域との共通価値を創造(CSV: Creating Shared Value)する銀行」を目指してまいります。

また、計画目標を達成し、目指す姿を実現するために、「営業力強化戦略」「生産性向上戦略」「経営力強化戦略」という3つの基本戦略を掲げております。計画初年度となる2018年度は、低金利が続く中、業容拡大や経費削減に努め、一定の収益と健全性を確保しております。

<中期経営計画の計数目標と初年度の実績（最終年度：2020年度）>

	目標	2018年度実績
中小企業向け貸出金残高	2,350億円	2,304億円
投資信託残高	435億円	360億円
非金利収益比率※	12.6%	9.1%
当期純利益	10億円	9億円

※非金利収益比率＝役務取引等利益÷（業務粗利益－国債等債券関係損益）

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	9,084	9,268	9,367	9,487
定期性預金	5,075	5,019	4,838	4,738
その他	4,008	4,249	4,529	4,749
貸 出 金	7,219	7,389	7,631	7,748
個人向け	2,260	2,336	2,438	2,440
中小企業向け	1,993	2,073	2,183	2,304
その他	2,966	2,978	3,009	3,002
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,530	1,667	1,444	1,212
国 債	565	553	433	240
その他	964	1,114	1,011	971
社 債	50	—	—	—
総 資 産	9,913	10,064	10,094	10,167
内国為替取扱高	42,685	43,527	43,702	44,748
外国為替取扱高	214百万ドル	163百万ドル	328百万ドル	348百万ドル
経 常 利 益	3,363百万円	1,931百万円	1,832百万円	1,599百万円
当 期 純 利 益	2,107百万円	1,294百万円	1,094百万円	938百万円
1株当たり当期純利益	224円93銭	138円24銭	116円83銭	100円17銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	716人	711人
平 均 年 齢	37年4月	37年8月
平 均 勤 続 年 数	14年8月	14年11月
平 均 給 与 月 額	298千円	305千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
鳥 取 県	53	(11)	54	(12)
島 根 県	5	(ー)	5	(ー)
岡 山 県	4	(ー)	4	(ー)
広 島 県	1	(ー)	1	(ー)
大 阪 府	1	(ー)	1	(ー)
東 京 都	1	(1)	1	(1)
合 計	65	(12)	66	(13)

- 注1. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を86か所（前年度末86か所）設置しております。
- また、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を49,185か所（前年度末48,345か所）設置しております。
2. 当年度において、倉吉東出張所（倉吉市）を廃止いたしました。また、末恒出張所（鳥取市）を湖山支店（同）内に、田園町出張所（鳥取市）を鳥取北支店（同）内に、米子駅前支店（米子市）を米子中央支店（同）内に、誠道出張所（境港市）を境中央支店（同）内に、生山支店（日南町）を根雨支店（日野町）内に、出雲駅前支店（出雲市）を出雲支店（同）内に移転いたしました。

□. 当年度新設営業所
該当ありません。

注. 当年度において、湯所ショッピングセンター（鳥取市）、鳥取大学（同）、リコーインダストリアルソリューションズ（同）、行徳（同）、鳥取医療センター（同）、西部総合事務所（米子市）、北栄町役場大栄庁舎（北栄町）の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。また、旧西伯代理店（南部町）、旧末恒出張所（鳥取市）、旧田園町出張所（同）、旧倉吉東出張所（倉吉市）、旧誠道出張所（境港市）、旧生山支店（日南町）、旧出雲駅前支店（出雲市）のATMコーナーを店舗外現金自動設備として引き続き営業いたしております。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

注. 当年度において、西伯代理店（南部町）を廃止いたしました。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,040
---------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
自行バッチシステム	173

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 とりぎん カードサービス	鳥取市扇町9 番地2	クレジットカードに関する 業務 上記に係る金銭の貸付に 関する業務	1990年 6月11日	百万円 90	% 65	連結
とりぎん リース 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	企業が必要とする動産・ 機械設備等のリース及び 売買(割賦販売等含む)	1984年 10月1日	30	5	持分法
とっとり キャピタル 株式会社	鳥取市扇町9 番地2	有価証券の取得・保有並び に売却 経営コンサルティング業務 企業の合併並びに業務提携 等の斡旋等	1997年 6月11日	50	5	持分法

注1. 上記重要な子会社等の連結対象1社及び持分法適用対象2社との連結決算を行っております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称A C S）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
宮 崎 正 彦	代表取締役会長	一般社団法人鳥取県経営者協会会長	
平 井 耕 司	代表取締役頭取		
穂 山 誠	取締役専務執行役員		
足 立 日出男	取締役専務執行役員		
山 脇 彰 子	取締役（社外役員）		
芦 崎 武 志	取締役（社外役員）	カブドットコム証券株式会社取締役会長	
西 川 和 彦	取締役（社外役員）		
吉 田 泰 弘	常 勤 監 査 役		
谷 口 結城男	監 査 役		
久保井 一 匡	監査役（社外役員）		
高 橋 敬 一	監査役（社外役員）	有限会社高橋会計事務所代表取締役	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注. 取締役山脇彰子、芦崎武志、西川和彦の3氏（社外役員）及び監査役久保井一匡、高橋敬一の2氏（社外役員）は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。

(事業年度中に退任した役員)

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
吉 田 和 徳	2019年3月31日	辞任	取締役常務執行役員

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	8名	141
監査役	4名	23
計	12名	165

注. 2008年6月24日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
山脇彰子	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
芦崎武志	
西川和彦	
久保井一匡	
高橋敬一	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
山脇彰子	
芦崎武志	カブドットコム証券株式会社取締役会長
西川和彦	
久保井一匡	
高橋敬一	有限会社高橋会計事務所代表取締役

- 注1. 当行は有限会社高橋会計事務所と一般の銀行取引を行っております。
 2. 当行はカブドットコム証券株式会社と特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山脇 彰子	4年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	出身の全日本空輸での初の女性支店長など豊富な経験から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
芦崎 武志	2年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
西川 和彦	2年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しております。	金融システムにおける高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
久保井 一匡	15年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会12回のうち12回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
高橋 敬一	1年9カ月	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会12回のうち11回に出席しております。	公認会計士・税理士として培われた専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 (報酬以外の金額)	5名	22	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	32,080千株
	普通株式	28,080千株
	第一種優先株式	2,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,619千株

(2) 当年度末株主数 6,747名

(3) 大株主

株主の上位10名は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	397千株	4.24%
明治安田生命保険相互会社	342	3.65
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	305	3.25
鳥取銀行従業員持株会	262	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	249	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	235	2.50
中国電力株式会社	229	2.44
株式会社三菱UFJ銀行	222	2.37
三井生命保険株式会社	168	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	129	1.37

注. 持株比率は、自己株式（256千株）を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 茂 指定有限責任社員 石井 雅也 指定有限責任社員 河島 啓太	36	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 注1. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計は、36百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と判断した場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての基本方針の概要と運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

① コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組みます。

コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス委員会を設置します。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各部店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置します。

コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、全役職員に配布・活用し、法令等違反の未然防止に努めます。

取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を半期毎に制定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めます。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告します。

行内でコンプライアンス違反を発見した場合、又はそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン（内部通報）制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事処遇等において不利益な取扱いをいたしません。

お客さまの保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図ります。

【反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備】

公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これらの勢力からの不当要求には関係会社も含めた組織全体で対応いたします。

このため、「反社会的勢力対応規定」及び「コンプライアンス・マニュアル 反社会的勢力対応編」を制定し、経営管理部お客様センターを統括部署とし、本部及び各営業店に不当要求防止責任者を配置する等の行内体制を整備するとともに、各部署の役割を明確にします。また、反社会的勢力に関する情報収集、行員への研修活動、外部専門機関との緊密な連携等に努めます。

また、各種預金規定や約定書・契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、預金・融資取引を含めすべての新規取引に応じないとともに、既存取引先が反社会的勢力と判明した場合は速やかに取引関係の解消に努めます。

②リスク管理体制

当行の業務運営におけるリスク管理の基本指針である「リスク管理統括規定」を制定し、当行における各リスクの所在と区分を定義するとともに、経営管理部を統括部署として各リスクの管理部署及び管理における取締役会をはじめとする各階層の役割と責任を明確化します。

「リスク管理統括規定」に基づき、経営陣の積極的な関与のもと、各リスク管理方針、諸規定等の整備、リスク管理手法・コントロール手法の高度化への取り組み、及びそのノウハウの蓄積と活用を行います。

各リスク管理部署は、主管するリスクの管理状況を定期的に又は必要に応じてリスク管理統括部署へ報告し、リスク管理統括部署は各種リスクの運営管理状況を集約し、有効性、適切性等を検証・評価して担当役員に報告するほか、定期的に取り締役会等に報告します。

監査部は、各部店について各種リスク管理方針及び管理規定等に基づいた適切な業務運営がなされているか等に関し、定期的、又は必要に応じて検査・監査を行い、定期的に取り締役会等に報告するとともに、必要に応じて関係部署に対し改善提言等を行います。

自己資本管理については、「自己資本管理規定」に基づき、経営統括部を管理部署として自己資本管理態勢の整備・確立に積極的に取り組みます。また、適正に自己資本比率を算定するとともに、自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクを明確に定め、継続的に自己資本の充実度の評価、モニタリング及びコントロール等を行い、取締役会等へ報告し、リスクに見合った十分な自己資本を確保します。

不測の事態に即応するため「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を整備し、各事象を想定した訓練の実施に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会及び経営会議等の重要会議の議事録は、各会議の事務局が行内規定等に基づき作成・保存します。

また、取締役が最終決裁権限者となる稟議書等も作成部署が適切に保存します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、適時適切に業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たします。

業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員制度を導入し、主に常務執行役員以上で構成する経営会議を原則月3回開催することで経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めます。

組織規定、業務分掌規定及び職務権限規定等を定め、組織全体の業務執行が適切かつ効率的に行われるよう整備します。

⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行と関係会社は、連結経営の健全性の確保かつ業務の適正な遂行のため、一体となってリスク管理並びにコンプライアンス態勢の確立等、内部統制システムの構築に努めます。

当行と関係会社は企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社連携規定」を定め、効率的な運営を通して相互の利益と発展に努めます。

当行は、ステークホルダーに対して当行グループの業績・活動を適切に開示するため、財務報告の信頼性を確保するために必要十分な内部統制を整備・運用します。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査業務を補助すべき監査役スタッフを監査部内に置き、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役スタッフは、「職務権限規定」に基づき、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、監査役スタッフの人事異動については、事前に監査役と協議を行います。

取締役及び使用人は、法律に定めた事項のほか、監査役会に報告すべき事項及び当行の経営に影響を及ぼす重要事項について、「監査役への報告基準」に基づき、監査役会へ報告します。また、監査役に対して、取締役会、経営会議等の重要会議及び経営会議の諮問機関として設置した各種委員会等への出席を求め、その内容について報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、「関係会社連携規定」に基づき、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、法令等の違反行為等、当行又は当行の関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、「関係会社連携規定」に基づき、直ちに当行の経営統括部へ報告を行い、経営統括部長は当行監査役への報告を行います。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人、並びに関係会社の役職員に対

し、「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」に基づき、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役がその職務の執行について当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用の処理を行います。

当行は、監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努める他、当行のリスク管理統括部門・コンプライアンス部門・内部監査部門は、監査役と連携をとることにより、監査役の監査の実効性確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

①役員による支店コンプライアンス指導と支店長へのコンプライアンス・マネジメント指導を実施しました。

②2018年度はコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンス上の課題の抽出、及びその対応策について審議を行いました。

③マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止に関する更なる態勢強化を図るため、2018年8月に「マネー・ローンダリング対策室」を新設しました。

④全職員を対象とする共通テーマでの教育として、コンプライアンス拠点研修会の開催、階層別研修によるコンプライアンス指導の充実を図るとともに、関係会社の職員を対象とした「関係会社職員向けコンプライアンス研修」を開催し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。

また、2018年度については、営業店行員や関係会社の職員を対象とした、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止に関する研修を行うとともに、全部店長を対象とした外部講師によるマネー・ローンダリング研修を開催し、マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止態勢の強化に努めております。

⑤内部通報制度の実効性強化のため、内部通報窓口を行内外に設置しており、行内通報窓口は経営管理部長（コンプライアンス統括室長）、外部通報窓口は外部の契約弁護士とし、全行員へ周知しております。

⑥「個人情報管理規定」や「利益相反管理規定」等を定め顧客保護管理態勢の整備・確立を図っております。

⑦反社会的勢力の取引排除については、アンチマネーローンダリングシステムを利用し、入口での反社会的勢力との取引排除に努めています。

②リスク管理体制

①リスクに関する各種委員会を開催し、リスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行うとともに定期的に取締役会に報告し協議を行います。

した。

㊦2018年度リスク管理方針に基づく施策の実施状況について評価を行うとともに、2019年度のリスク管理方針と自己評価を考慮した施策を策定しました。

㊧監査部は監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会で承認を得た上で監査を実施しています。

㊨経営統括部は経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を必要に応じて取締役会等へ立案し各種施策を実行しました。

㊩2019年1月に日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃の特性を考慮し、「サイバーインシデント対応マニュアル」の見直しを行い、危機管理計画を整備しました。

さらに、サイバー攻撃を想定した訓練にも参加しており、内閣サイバーセキュリティセンター主催の訓練に2回、金融ISAC主催の訓練に1回、総務省主催の訓練に1回、地銀共同センター主催の訓練に1回参加しました。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会や経営会議、各種委員会等の重要会議の議事録、及び取締役が最終決裁権限者となる稟議書等について各事務局において適切に保存しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

㊰取締役会は、11回開催しており、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たしています。

㊱業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員会議を11回開催し、また主に常務執行役員以上で構成する経営会議を40回開催することで、経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めています。

㊲社外取締役は、取締役会における議論に積極的に関与するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時受けています。

⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

㊳「関係会社連携規定」を制定し、当行及び関係会社で構成する当行グループの業務の適正を確保しています。

㊴当行は、関係会社のコンプライアンス体制の点検結果を受領するとともに、各社のコンプライアンスプログラムの目標設定と実施結果を確認しました。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」により、監査役へ報告をした当行役職員及び関係会社役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定化しています。

②監査役に対し経営会議や取締役会、各種委員会への出席を求め、各部からの情報収集が可能な態勢となっているほか、代表取締役等は監査役及び会計監査人と年2回の意見交換を実施することにより相互認識を深めるとともに、監査役会と監査部並びに会計監査人は年2回定例の意見交換を行い、リスク統括部門・コンプライアンス部門は監査役と年2回の決算監査面談時のほか、随時連携を行うことで監査役の監査の実効性確保に努めています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第155期 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	83,749	預金	948,793
現預	14,745	当座預金	32,434
預け	69,003	普通預金	433,012
有価証券	121,235	貯蓄預金	4,315
国債	24,065	通知預金	2,059
地方債	57,887	定期預金	472,122
株式	20,951	定期積金	1,741
その他の証券	5,306	その他の預金	3,106
貸出	13,025	コーポレートマネー	61
割引手形	774,819	借入金	5,100
手形貸付	1,952	借入	5,100
証書貸付	14,223	外国為替	6
当座貸越	668,860	未払外国為替	6
外国為替	89,782	その他の負債	4,112
外債	466	未払法人税等	82
外国店預け	297	未払費用	585
買入外国為替	3	前受収	434
取引外国為替	166	給付補填備	0
その他の資産	12,274	金融派生商品	27
前払費用	52	リース債務	1,162
未収	948	その他の負債	1,819
金融派生商品	27	賞与引当金	488
金融商品等差入担保金	10,000	退職給付引当金	1,615
その他の資産	1,245	偶発損失引当金	300
有形固定資産	11,157	睡眠預金払戻損失引当金	45
建物	3,144	再評価に係る繰延税金負債	605
土地	6,631	支払承諾	8,311
リース資産	942	負債の部合計	969,440
その他の有形固定資産	439	(純資産の部)	
無形固定資産	910	資本	9,061
ソフトウェア	771	資本剰余金	6,452
リース資産	92	資本準備金	6,452
その他の無形固定資産	45	利益剰余金	29,984
前払年金費用	5,117	利益準備金	2,628
繰延税金資産	1,868	その他利益剰余金	27,356
支払承諾	8,311	別途積立金	26,145
貸倒引当金	△ 3,130	繰越利益剰余金	1,211
投資損失引当金	△ 11	自己株式	△ 674
		<株主資本合計>	44,824
		その他の有価証券評価差額金	1,496
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,008
		<評価・換算差額等合計>	2,504
		純資産の部合計	47,328
資産の部合計	1,016,768	負債及び純資産の部合計	1,016,768

第155期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収		13,885
資	金 運 用 収	10,137	
	貸 出 金 利 息 配 当	8,910	
	有 価 証 券 利 息	1,004	
	コ ー ル 口 一 ン 利	0	
	預 け 金 利	43	
	そ の 他 の 受 入 利 息	179	
役	務 取 引 等 収	2,317	
	受 入 為 替 手 数 料	619	
	そ の 他 の 役 務 収	1,697	
そ	の 他 の 業 務 収	493	
	外 国 為 替 売 買	39	
	商 品 有 価 証 券 売 買	0	
	国 債 等 債 券 売 却	400	
	そ の 他 の 業 務 収	53	
	償 却 債 権 取 立	937	
	株 式 債 等 売 却	11	
	そ の 他 の 経 常 収	708	
		216	
経	常 費 用		12,285
資	金 調 達 利 費	471	
	預 コ ー ル マ ネ ー 利	412	
	借 用 金 支 払 利 息	1	
	そ の 他 の 支 払 利 息	50	
役	務 取 引 等 費 用	6	
	支 払 為 替 手 数 料	1,333	
	そ の 他 の 役 務 費 用	205	
そ	の 他 の 業 務 費 用	1,127	
	国 債 等 債 券 売 却 損	34	
	金 融 派 生 の 商 業 費	33	
	そ の 他 の 業 務 費	0	
営	所 の 他 業 務 経 常 費 用	1	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	9,818	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	626	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	239	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	180	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	2	
	そ の 他 の 経 常 費	204	
経	特 別 経 常 損 益		1,599
	固 定 資 産 処 分 損 失	17	
	減 価 償 却 損 失	137	
		155	
税	引 前 当 期 純 利 事 業 税		1,444
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	120	
法	人 税、 住 民 税 等 調 整 税	498	
法	人 税、 住 民 税 等 還 付 税	△ 113	
法	人 税、 住 民 税 等 純 利		506
当	期 純 利		938

第155期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	9,061	6,452	6,452	2,628	25,645	1,280	29,553	△ 673	44,394
当期変動額									
剰余金の配当					500	△ 1,061	△ 561		△ 561
当期純利益						938	938		938
自己株式の取得								△ 1	△ 1
土地再評価差額金の取崩						54	54		54
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	500	△ 69	430	△ 1	429
当期末残高	9,061	6,452	6,452	2,628	26,145	1,211	29,984	△ 674	44,824

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,097	0	1,062	3,160	47,555
当期変動額					
剰余金の配当					△ 561
当期純利益					938
自己株式の取得					△ 1
土地再評価差額金の取崩					54
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 601	△ 0	△ 54	△ 656	△ 656
当期変動額合計	△ 601	△ 0	△ 54	△ 656	△ 227
当期末残高	1,496	△ 0	1,008	2,504	47,328

(2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	83,749	預 金	948,766
有 価 証 券	121,441	コールマネー及び売渡手形	61
貸 出 金	774,214	借 用 金	5,100
外 国 為 替	466	外 国 為 替	6
そ の 他 資 産	13,817	そ の 他 負 債	4,718
有 形 固 定 資 産	11,159	賞 与 引 当 金	492
建 物	3,145	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,719
土 地	6,631	偶 発 損 失 引 当 金	300
リ ー ス 資 産	942	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	45
その他の有形固定資産	439	販 売 促 進 引 当 金	22
無 形 固 定 資 産	911	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	605
ソ フ ト ウ ェ ア	772	支 払 承 諾	8,311
リ ー ス 資 産	92	負 債 の 部 合 計	970,151
その他の無形固定資産	46	(純 資 産 の 部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,284	資 本 金	9,061
繰 延 税 金 資 産	1,194	資 本 剰 余 金	6,452
支 払 承 諾 見 返	8,311	利 益 剰 余 金	30,216
貸 倒 引 当 金	△ 3,200	自 己 株 式	△ 675
投 資 損 失 引 当 金	△ 11	<株 主 資 本 合 計>	45,055
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,596
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,008
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,437
		<そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計>	4,042
		非 支 配 株 主 持 分	90
		純 資 産 の 部 合 計	49,188
資 産 の 部 合 計	1,019,339	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,019,339

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		14,256
資金運用収益	10,175	
貸出金利息	8,948	
有価証券利息配当金	1,004	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	43	
その他の受入利息	179	
役務取引等収益	2,644	
その他の業務収益	493	
その他の経常収益	943	
償却債権取立益	11	
その他の経常収益	931	
経常費用		12,631
資金調達費用	471	
預金利息	412	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
借入金利息	50	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	1,510	
その他の業務費用	34	
その他の経常費用	9,960	
貸倒引当金繰入額	241	
その他の経常費用	412	
経常利益		1,625
特別損失		157
固定資産処分損失	17	
減損損失	137	
その他の特別損失	2	
税金等調整前当期純利益		1,467
法人税、住民税及び事業税	123	
法人税等調整額	500	
法人税等還付税額	△ 113	
法人税等合計		510
当期純利益		957
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		952

(2018年4月1日から) 連結株主資本等変動計算書
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,061	6,452	29,770	△ 673	44,611
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 561		△ 561
親会社株主に帰属する当期純利益			952		952
自己株式の取得				△ 1	△ 1
土地再評価差額金の取崩			54		54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	445	△ 1	443
当 期 末 残 高	9,061	6,452	30,216	△ 675	45,055

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,232	0	1,062	1,966	5,262	85	49,959
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 561
親会社株主に帰属する当期純利益							952
自己株式の取得							△ 1
土地再評価差額金の取崩							54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 636	△ 0	△ 54	△ 529	△ 1,220	5	△ 1,214
当 期 変 動 額 合 計	△ 636	△ 0	△ 54	△ 529	△ 1,220	5	△ 770
当 期 末 残 高	1,596	△ 0	1,008	1,437	4,042	90	49,188

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村 茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井雅也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河島啓太	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 茂 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井雅也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河島啓太 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月8日

株式会社 鳥取銀行 監査役会

常勤監査役 吉田 泰弘 ㊞

社外監査役 久保井 一匡 ㊞

社外監査役 高橋 敬一 ㊞

監査役 谷口 結城男 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域の中核銀行としての公共性・社会性を重視し、経営基盤の安定確保ならびに自己資本の充実・内部留保の増強による経営体質の強化に努め、より高い評価を受ける銀行を目指すとともに、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本方針としております。

このような基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金30円00銭

総額 280,916,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 吉田和徳氏は2019年3月31日付で辞任、取締役 穂山誠氏は2019年6月10日付で辞任予定、取締役 足立日出男氏は2019年6月14日付で辞任予定であります。また、他の取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位
1	再任	宮 崎 正 彦 (みやざき まさひこ)	代表取締役会長
2	再任	平 井 耕 司 (ひらい こうじ)	代表取締役頭取
3	新任	山 上 恵 吾 (やまがみ けいご)	常務執行役員
4	新任	小野澤 弘 成 (おのざわ ひろなり)	常務執行役員
5	新任	福 田 智 博 (ふくた ともひろ)	常務執行役員
6	再任 社外	山 脇 彰 子 (やまわき あきこ)	取 締 役 (社 外 役 員)
7	再任 社外	芦 崎 武 志 (あしざき たけし)	取 締 役 (社 外 役 員)
8	新任 社外	北 村 充 晴 (きたむら みつはる)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
1	<p style="text-align: center;">みや ぎき まさ ひこ 宮崎正彦 (1954年3月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>1976年4月 当行入行 2000年5月 営業企画部長兼お客様サービス室長 2003年4月 執行役員経営統括部長 2004年4月 常務執行役員 2004年6月 取締役常務執行役員 2008年4月 取締役専務執行役員 2010年6月 代表取締役頭取 2016年6月 代表取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人鳥取県経営者協会会長</p>	12,300株
<p>(取締役候補者とした理由) 経営企画部門の経験が長く、部長および担当役員として、長年、経営計画の策定や資本政策、収益管理やリスク管理など、銀行経営全般に携わってきたほか、営業企画部門や人事部門、基幹店舗の支店長経験もあり、幅広い分野に関する知識と経験を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">ひら い こう じ 平井耕司 (1960年3月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年4月 当行入行 2008年4月 津山支店長 2009年5月 執行役員審査部長 2012年5月 常務執行役員 2013年6月 取締役常務執行役員 2015年5月 取締役専務執行役員 2016年6月 代表取締役頭取（現任）</p>	6,860株
<p>(取締役候補者とした理由) 審査部経営サポート室長、審査部長など審査部門の経験が長く、また、基幹店舗の支店長も歴任。役員としても経営企画部門、審査部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
3	やま がみ けい ご 山上 恵吾 (1960年12月12日生) 新任	1985年 4月 当行入行 2007年 5月 広島支店長 2010年 5月 執行役員経営統括部長 2016年 5月 常務執行役員米子営業部長 2019年 5月 常務執行役員(米子駐在)(現任)	4,400株
	(取締役候補者とした理由) 経営統括部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても経営管理部門やシステム部門の担当を務めるなど、リスク管理、営業部門の両面で当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたしました。		
4	お の ざ わ ひ ろ な り 小野澤 弘成 (1962年 6月17日生) 新任	1986年 4月 当行入行 2004年10月 鳥取北支店長 2013年 5月 執行役員ふるさと振興部長 2016年 5月 常務執行役員本店営業部長 2019年 5月 常務執行役員(ふるさと振興本部、業務サポート部担当)(現任)	4,400株
	(取締役候補者とした理由) 支店長経験が豊富であり、基幹店舗の支店長のほか、ふるさと振興部長を歴任。役員としても営業部門の担当を務めるなど、当行の営業部門における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
5	<p>ふく た とも ひろ 福田 智博 (1964年1月6日生)</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 当行入行 2010年2月 広島支店長 2014年5月 執行役員経営統括部長 2016年5月 常務執行役員（経営統括部、人事部担当） 2019年5月 常務執行役員（経営統括部、人事部、事務統括部担当）（現任）</p>	4,000株
	<p>（取締役候補者とした理由） 経営統括部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても経営企画部門や人事部門の担当を務めるなど、経営管理、リスク管理について当行における豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>		
6	<p>やま わき あき こ 山脇 彰子 (1951年12月1日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1972年3月 全日本空輸株式会社入社 2007年4月 同 横浜支店長 2009年4月 同 成田国際空港副支店長兼顧客サポート部長 2011年11月 同 退職 2012年4月 鳥取短期大学非常勤講師（現任） 2014年6月 当行取締役（現任）</p>	500株
	<p>（社外取締役候補者とした理由） 全日本空輸株式会社において、初めての女性支店長を務めるなど要職を歴任、幅広い知識と豊富な経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 株式の数
7	<p style="text-align: center;">あし ぎき たけ し 芦 崎 武 志 (1958年2月9日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1980年5月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2000年4月 同 WEB業務部長 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）三田支店長 2007年6月 同 執行役員法人決済ビジネス部長 2009年5月 同 執行役員リテール事務部長 2010年5月 同 常務執行役員 2012年6月 同 退任 2012年6月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役社長 2016年6月 同 退任 2016年6月 カブドットコム証券株式会社取締役会長（現任） 2016年6月 当行取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） カブドットコム証券株式会社取締役会長</p>	1,300株
<p>（社外取締役候補者とした理由） 都市銀行において要職を歴任したほか、債権回収に関する企業の代表や証券会社の会長を務めるなど、銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験等を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
8	<p>きた むら みつ はる 北村 充晴 (1965年4月23日生)</p> <p>新任 社外</p>	<p>1989年4月 日本タイムシェア株式会社入社 1997年6月 同 退職 1997年7月 株式会社プライド入社 2014年6月 同 取締役 2015年6月 同 取締役専務 2016年6月 同 代表取締役社長（現任）</p>	0株
	<p>(社外取締役候補者とした理由) 情報システムのコンサルティング企業において要職を務めるなど、IT分野における高度な知識と経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。</p>		

- (注)
1. 取締役数は前年と同様の8名体制であり、うち3名が社外取締役であります。
 2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 山脇彰子、芦崎武志、北村充晴の3氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 山脇彰子、芦崎武志の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、北村充晴氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 山脇彰子、芦崎武志の両氏と当行との間で、当行定款第27条の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、北村充晴氏の選任が承認された場合、当行は、新たに当該契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役 吉田泰弘、久保井一匡、谷口結城男、高橋敬一の各氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	た ぐ ち ま さ ひ ろ 田 口 昌 浩 (1965年2月2日生) 新任	1987年4月 当行入行 2006年9月 五千石支店長 2010年2月 住吉支店長 2014年5月 監査部長兼資産監査室長 2019年5月 人事部付部長(現任)	200株
	(監査役候補者とした理由) 当行において支店長や監査部長を歴任。また、公認内部監査人(CIA)資格も有するなど、当行の営業部門や監査部門における豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。これらの点から、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できると判断し、監査役候補者といいたしました。		
2	た か は し け い い ち 高 橋 敬 一 (1946年8月25日生) 再任 社外	1970年9月 昭和監査法人入社 1982年8月 税理士登録 1983年3月 公認会計士登録 1991年2月 太田昭和監査法人社員 1997年11月 有限会社高橋会計事務所 代表取締役(現任) 2001年7月 監査法人太田昭和センチュリー (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2005年6月 同 退任 2017年6月 当行監査役(現任)	10,000株
	(社外監査役候補者とした理由) 公認会計士・税理士として培われた、会計および税務、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できると判断し、引き続き社外監査役候補者といいたしました。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
3	なか やま ひろ お 中山博雄 (1974年6月30日生) 新任 社外	2004年10月 大阪弁護士会入会 2004年10月 西村法律会計事務所入所 2008年12月 同 退所 2009年1月 中山法律事務所入所 (現任)	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		
4	えの もと たけ とし 榎本武利 (1952年2月22日生) 新任 社外	1970年4月 岩美町役場入職 1994年4月 同 企画財政課長 1997年11月 同 退職 1997年12月 岩美町長就任 2017年12月 同 退任 2018年4月 鳥取県土地改良団体連合会会長 (現任)	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 岩美町長を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注)
1. 監査役数は前年と同様の4名体制であり、うち3名が社外監査役であります。
 2. 各監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 高橋敬一、中山博雄、榎本武利の3氏は社外監査役候補者であります。
 4. 高橋敬一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、中山博雄氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 高橋敬一氏と当行との間で、当行定款第39条の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当行は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、中山博雄、榎本武利の両氏の選任が承認された場合、当行は両氏との間で新たに当該契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項(3) 責任限定契約に記載のとおりであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
ほそ かわ りょう ぞう 細川良造 (1978年5月22日生) 新任 社外	2007年12月 大阪弁護士会入会 2008年1月 久保井総合法律事務所入所 2019年3月 同 退所 2019年4月 細川総合法律事務所入所 (現任)	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有しております。これらの点から、客観的、専門的な視点により、取締役の職務執行の監査を的確・公正かつ効率的に遂行することができると判断し、補欠の社外監査役候補者とした。		

- (注)
1. 細川良造氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 2. 補欠監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 細川良造氏が社外監査役に就任した場合、当行は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 4. 細川良造氏が社外監査役に就任した場合、同氏と当行との間で、当行定款第39条の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項(3)責任限定契約に記載のとおりであります。
 5. 今回選任される補欠監査役の選任の効力は、当行定款第35条第2項の規定に基づき、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

（ご参考）『独立性の判断基準』

当行では、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当行または子会社の取締役、執行役員またはその他の従業員（以下業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
(2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当行または子会社の取締役または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く。）に於いては、当該取締役または監査役への就任前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
2. 当行の現在の主要株主^{※1}またはその業務執行者ではないこと。
3. (1) 当行もしくは子会社を主要な取引先^{※2}とする者またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
(2) 当行もしくは子会社の主要な取引先またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
4. コンサルタント、会計専門家または法律専門家については、当行から役員報酬以外に過去5年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当行を主要な取引先とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと。
5. 当行または子会社の監査法人または当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当行または子会社の監査業務を担当したことがないこと。
6. 当行または子会社から、一定額（過去3年平均で年間10百万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
7. 当行または子会社の取締役、執行役員、管理職等重要な従業員または上記の要件に基づき当行からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者または二親等内の親族ではないこと。

※1 主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主

※2 主要な取引先：年間連結売上高（当行の場合、年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

以上

株主総会会場ご案内

開催
場所

鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール
☎ 0857-37-0262 (本店直通)

開催
日時

2019年6月25日 (火曜日)
午前10時



交通のご案内



列車をご利用の場合

JR鳥取駅 **北口** から 徒歩約 **3分**



バスをご利用の場合

鳥取バスターミナル から 徒歩約 **5分**



飛行機をご利用の場合

鳥取空港 から 車で約 **20分**

TOTTORI
BANK



青い鳥の銀行です。

鳥取銀行

UD
FONT

見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。